

別紙建設業団体の長 殿

福岡労働局長

建設業における死亡災害の撲滅について（緊急要請）

貴職におかれましては、平素から、労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

福岡労働局管内における労働災害による建設業の死亡者数については、令和元年（平成31年）に過去最少の4人（墜落による死亡者なし）を記録しましたが、令和2年は9人（うち墜落による死亡者6人）と大幅に増加し、令和3年9月末日現在における死亡者数は8人（前年同期比1名増）で、全産業の死亡者数（20人）の4割を占めており、増加傾向に歯止めがかからず、極めて憂慮すべき状況です。

本年の死亡災害発生状況を見ると、高所からの墜落災害（3人）、送電線等による感電災害（1人）、解体作業での一酸化炭素中毒（1人）、掘削作業における土砂崩壊災害（1人）等であり、従来型の死亡災害が後を絶たない状況にあります。労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、下記事項を踏まえた労働災害防止対策について、傘下会員に対し別添リーフレットを配布する等により、周知徹底を図られますよう要請します。

記

1 墜落・転落災害防止対策

- (1) 開口部の養生、危険箇所の表示
- (2) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- (3) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- (4) 作業主任者の選任、職務の励行
- (5) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具取付設備の設置
- (6) 要求性能墜落制止用器具の使用

2 重機等災害防止対策

- (1) 車両系建設機械
 - ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法）
 - イ) 立入禁止区域の明確化
 - ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
 - エ) 主たる用途以外の使用制限

- (2) 移動式クレーン
 - ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - イ) 過負荷の制限
 - ウ) アウトリガーの最大張出
 - エ) 適正な玉掛用具の使用
 - オ) 安全装置の有効使用
- 3 崩壊・倒壊災害防止対策
 - (1) 土砂崩壊
 - ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - イ) 作業開始前の地山の点検
 - ウ) 作業主任者の直接指揮
 - エ) 作業手順に基づく安全作業
 - オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
 - (2) 構築物・仮設物の倒壊
 - ア) 作業計画の作成
 - イ) 作業手順の確立
 - ウ) 避難場所の確保
 - エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
- 4 急性中毒等予防対策
 - (1) 一酸化炭素中毒
 - ア) 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
 - イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合
 - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・ リスクアセスメントの実施
 - (2) 有機溶剤等
 - ア) 換気装置の使用
 - イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
 - ウ) 作業主任者の選任と職務の励行
 - エ) SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
 - (3) 酸欠・硫化水素
 - ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - イ) 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気の実施
 - ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - エ) 安全衛生教育の実施
- 5 その他の対策
 - (1) 転倒災害防止
 - (2) 交通労働災害防止
 - (3) 高齢者、外国人労働者の労働災害防止
 - (4) 感電災害の防止
 - (5) 建設現場における火災の防止

※建設業における安全対策（厚生労働省HP）はこちらから

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html>



建設業労働災害防止協会 福岡県支部
一般社団法人福岡県建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会 九州支部
一般社団法人福岡県土木組合連合会
福岡県港湾建設協会